横手　一男　吉田　正輔　吉田　与三
吉原　英敏　若見　一祐　和所一二三
渡邊　聰夫　渡邊　清　渡辺　健市
渡邊　太平　渡邊　弘　綿貫　公二
和田　賢一

瑞宝双光章を授けられる（各通）

臼井　一八　江口　七郎　岡田　誠
河合　五郎　川越　繁治　塩見　英子
松村　正夫　宮本　治男　渡邊　喜一

瑞宝単光章を授けられる（各通）（以上十一月一日）

官報告

官庁事項

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

中国地方整備局長　戸田　和彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	188号	柳井市柳井字稲積12番26から同市柳井字三本松7848番６までの上り線
		柳井市柳井字稲積12番６から同市柳井字三本松7848番６までの下り線

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、茨城労働局の関係労働者を代表する者篠塚和弘の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 24 年 11 月 19 日

厚生労働大臣　三井　辨雄

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、茨城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成24年11月29日

４　推薦書及び添付書類提出先　茨城労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間720円」を「１時間728円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間709円」を「１時間717円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間703円」を「１時間709円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間711円」を「１時間720円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年３月１日から効力を生ずる。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

岩手労働局長　小林　　健

第４号中「１時間729円」を「１時間739円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

京都労働局長　達谷窟庸野

第４号中「１時間829円」を「１時間834円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

京都労働局長　達谷窟庸野

第４号中「１時間825円」を「１時間831円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

京都労働局長　達谷窟庸野

第４号中「１時間834円」を「１時間840円」に改める。

京都労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、京都府各種商品小売業最低賃金（平成20年京都労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 24 年 11 月 19 日

京都労働局長　達谷窟庸野

第４号中「１時間776円」を「１時間781円」に改める。